

	鳥取県公報	令和7年11月21日（金） 号外第101号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 規 則 鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則（42）（産業人材課）・・・3 ◇ 人委規則 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（34）（給与課）・・・5		

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

都道府県立職業能力開発校において、特に優れた者であり、かつ、多子世帯においてその生計を維持する者に生計を維持されている子等について授業料等を減免した場合に国から交付金が交付されることとされたことに伴い、県立産業人材育成センターにおける入校料及び授業料の減免対象を拡充する。

2 規則の概要

- (1) 入校料及び授業料の減免の対象者に、特に優れた者であり、かつ、多子世帯においてその生計を維持する者に生計を維持されている子等を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布の日とし、改正後の規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

規 則

鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第42号

鳥取県立産業人材育成センター規則の一部を改正する規則

鳥取県立産業人材育成センター規則（昭和45年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(授業料等の減免) 第14条 条例第10条の規定による入校選考手数料の減免は、次に掲げる者について行うものとする。 (1) 火災、風水害等の非常災害により、<u>入校選考手数料</u>の納付が困難であると認められる者 (2) 略 <u>2 条例第10条の規定による入校料の減免は、次に掲げる者について行うものとする。</u> (1) <u>火災、風水害等の非常災害により、入校料の納付が困難であると認められる者</u> (2) <u>訓練課程で行う訓練に係る職種の労働力の需要の増加が見込まれるため、当該職種に係る訓練課程で訓練を受ける者を確保する必要があると知事が認める訓練課程への入校を志願し、又は入校を許可された者</u> (3) <u>特に優れた者であり、かつ、3人以上の子その他これに類する者として知事が別に定めるもの（以下この条において「子等」という。）の生計を維持する者に生計を維持されている子等であるもの</u> <u>3 条例第10条の規定による授業料の減免は、次に掲げる者について行うものとする。</u> (1)・(2) 略 (3) <u>特に優れた者であり、かつ、3人以上の子等の生計を維持する者に生計を維持されている子等であるもの</u> <u>4 授業料、入校選考手数料及び入校料（以下「授業料等」という。）の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第6号）を所長に提出しなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる者に係る入校選考手数料にあっては入校</u>	(授業料等の減免) 第14条 条例第10条の規定による入校選考手数料<u>及び入校料（以下「入校選考手数料等」という。）</u>の減免は、次に掲げる者について行うものとする。 (1) 火災、風水害等の非常災害により、<u>入校選考手数料等</u>の納付が困難であると認められる者 (2) 略 <u>2 条例第10条の規定による授業料の減免は、次に掲げる者について行うものとする。</u> (1)・(2) 略 <u>3 授業料、入校選考手数料及び入校料（以下「授業料等」という。）の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第6号）を所長に提出しなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる者に係る入校選考手数料にあっては入校</u>

願書、第2項第2号に掲げる者に係る入校料及び前項第2号に掲げる者に係る授業料にあつては誓約書の提出があつたときにそれぞれ授業料等減免申請書が提出されたものとみなす。 (減免辞退の届出) 第15条 授業料の減免を受けている者が、<u>前条第3項</u>(第1号及び第3号に限る。)の減免事由に該当しなくなったときは、直ちに、その旨を所長に届け出なければならない。 第21条 校長は、倉吉校又は米子校の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、<u>訓練生</u>に対し必要な指示をし、訓告し、又は出席停止を命ずることができる。	願書、同号に掲げる者に係る入校料及び前項第2号に掲げる者に係る授業料にあつては誓約書の提出があつたときにそれぞれ授業料等減免申請書が提出されたものとみなす。 (減免辞退の届出) 第15条 授業料の減免を受けている者が、<u>前条第2項</u>(第1号に限る。)の減免事由に該当しなくなったときは、直ちに、その旨を所長に届け出なければならない。 第21条 校長は、倉吉校又は米子校の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、<u>生徒</u>に対し必要な指示をし、訓告し、又は出席停止を命ずることができる。
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県立産業人材育成センター規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

人 事 委 員 会 規 則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年11月21日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第34号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（勤勉手当の成績率） 第7条 一般職員の成績率は、当該一般職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。 （1）・（2） 略 2 略 <u>3 任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1項第1号ア及びイ並びに第2号アに定める成績率によることが著しく困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</u> <u>4 任命権者は、職員の育児休業の取得を促進するため特に必要があると認めるときは、育児休業を取得した職員に代わって事務を分担した職員に係る第1項第1号に定める成績率について、当分の間、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。</u> 第7条の2 会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応	（勤勉手当の成績率） 第7条 一般職員の成績率は、当該一般職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。<u>ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号ア及びイ並びに第2号アに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。</u> （1）・（2） 略 2 略 第7条の2 会計年度任用職員の成績率は、当該会計年度任用職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該会計年度任用職員が次の各号のいずれに該当するかに応

じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1)～(3) 略

2 略

3 任命権者は、その所属の条例第16条の18第2項又は第16条の21第2項において準用する第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1項第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

4 任命権者は、職員の育児休業の取得を促進するため特に必要があると認めるときは、育児休業を取得した職員に代わって事務を分担した会計年度任用職員に係る第1項各号に定める成績率について、当分の間、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の条例第16条の18第2項又は第16条の21第2項において準用する第16条の7第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(3) 略

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。